

2020年5月1日

大学 短期大学部 教員の皆様
学院教職員の皆様

大学 短期大学部
学 長 阿 久 戸 光 晴

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令下での
大学・短期大学部の今後の方針について
～ 2020年5月1日時点の対応 ～**

標記の件、大学・短期大学部として、下記のと通りの対応としますのでお知らせいたします。

1. 遠隔授業期間について

5月20日(水)までを【遠隔授業期間】としておりますが、この期間については、政府、福岡県の今後の方針に沿って対応等を検討し、5月12日(火)までに再度お知らせします。

2. 【 在学生の皆さん 】 の対応について

① 大学への登校等について

緊急事態宣言が発令中の間は、大学構内への入構を禁止といたします。

② 家計急変時の対応について

国の高等教育無償化【家計急変】、本学独自の【家計急変奨学金】制度ほかについて、大学ホームページや学内ポータルサイト[Mission-Net]で案内し、対応窓口【学生課】で相談を受け付けております。

3. 【 教 員 】 の対応について

遠隔授業期間[4月24日(金)～5月20日(水)の期間]は、教育・研究継続上の緊急的な必要がある場合を除き、原則として大学構内への入構を禁止し在宅勤務等での対応といたします。この期間については、政府、福岡県の方針に沿って対応等を検討し、5月12日(火)までに再度お知らせします。

4. 【 職 員 】 の対応について

学院の事務局から4月30日付けで発出されている「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令を受けての事務局の対応について(第三報)」下記、URLをご覧ください。
<https://www.fukujo.ac.jp/news/archives/375>

以 上